資料４

選挙運動費用の公費負担制度

契約書記載例

※書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。

大洗町選挙管理委員会

選挙運動用自動車使用契約書

　大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　㈱◇◇タクシー代表取締役　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２ 使用車種及び登録番号　水戸〇〇　わ　1111

**※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載**

３ 契約期間 　令和５年10月10日　～　～ 令和５年10月14日

４ 契約金額 　　金　３２２，５００　円（内訳 １日につき64,500円（税込）×５日間）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　〇〇市〇〇１２３４

名 称　　㈱◇◇タクシー

代表者　代表取締役　〇〇〇〇

選挙運動用自動車賃貸借契約書

大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　㈱◇◇レンタカー　代表取締役　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 使用目的

甲は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

**※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載**

２ 使用車種及び登録番号　水戸〇〇　わ　1111

３ 契約期間 令和５年10月10日　～　～ 令和５年10月14日

４ 契約金額 金　８０，５００円（内訳　１日につき１６，１００円×５日間）

５ 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

６ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　〇〇市〇〇１２３

名 称　　㈱◇◇レンタカー

代表者　代表取締役　〇〇〇〇

選挙運動用自動車燃料供給契約書

大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　㈱〇〇石油　代表取締役　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 供給する期間 令和５年10月10日　～　～ 令和５年10月14日

２ 供給場所

所在地　大洗町磯浜町〇〇〇〇

名 称　　㈱〇〇石油

**※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載**

３ 供給を受ける自動車の車種及び登録番号　　水戸〇〇　わ　1111

４ 契約金額 金　３８，５００　円

（単位１リットルあたり １８０円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に

満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

名 称　　㈱〇〇石油

代表者　代表取締役　〇〇〇〇

選挙運動用自動車運転手契約書

大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　〇〇　〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２ 契約期間 令和５年10月10日　～　～ 令和５年10月14日

３ 運転する車の車種及び登録番号　水戸〇〇　わ　1111

**※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載**

４ 契約金額 金**６２，５００円** （内訳 １日につき**１２，５００円**×**５**日間）

５ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に

満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　〇〇　〇〇

選挙運動用ビラ作成契約書

大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　㈱〇〇印刷代表取締役　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 作成枚数 １，６００枚

２ 契約金額 金１０，５６０円 （単価６．６円（税込） ×１，６００枚 ）

３ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に

満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

４ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

名 称　　㈱〇〇印刷

代表者　代表取締役　〇〇〇〇

選挙運動用ポスター作成契約書

大洗町議会議員一般選挙候補者　大洗　太郎 （以下「甲」という。）と　㈱〇〇印刷代表取締役　〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

１ 作成枚数 ８０枚

２ 契約金額 金　３９４，７２０円（単価４，９３４円（税込）×８０枚）

３ 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93条の規定により大洗町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき大洗町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が大洗町に請求することができる金額が契約金額に

満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により大洗町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

４ その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

**※該当選挙がわかるように記載**

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

**※契約日は告示前でも可**

令和５年１０月〇〇日

甲 大洗町議会議員一般選挙候補者

住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

氏 名　大　洗　太　郎　　㊞

**※戸籍名。通称名は不可（候補者名は候補者届出と一致させる。）**

乙 住 所　大洗町磯浜町〇〇〇〇

名 称　　㈱〇〇印刷

代表者　代表取締役　〇〇〇〇